

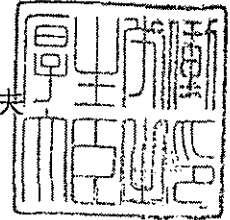


厚生労働省発老0728第1号  
平成23年7月28日

社会保障審議会  
会長 大森 彌 殿

厚生労働大臣

細川 律夫



諮 問 書

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項、第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項、第115条の4第3項、第115条の14第3項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行に伴い、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で制定する際の基準を以下の通りとする。

1 厚生労働省令で定める基準に従うもの

① 人員配置基準

- ・従業者及びその員数：全サービス
- ・介護（介護職員一人以上常勤）  
：指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・管理者：全サービス
- ・代表者：指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ユニット型施設・事業所における従業者の勤務体制  
：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- ・具体的取扱方針（サービス提供時の介護職員及び看護職員の配置）  
：指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当介護予防訪問入浴介護

② 居室面積基準

- ・居室・病室・療養室の利用者・入所者（入院者）1人当たり面積基準  
：指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定療養通所介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

③ 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

- ・内容及び手続きの説明及び同意：全サービス
- ・提供拒否の禁止：全サービス

- ・身体的拘束等に係る規定

- ：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

- ・秘密保持等：全サービス

- ・事故発生の防止及び発生時の対応：全サービス

- ・診療の方針：介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護

- ・主治の医師との関係：指定訪問看護、指定介護予防訪問看護

- ・同居家族に対するサービス提供の禁止・制限

- ：指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、指定夜間対応型訪問介護、基準該当訪問介護、基準該当介護予防訪問介護

- ・入所者の負担による当該施設以外の者による介護・看護の禁止

- ：指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護

④ 利用定員及び登録定員に関する基準

- ：指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

2 厚生労働省令で定める基準を標準とするもの

- ・利用定員：指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

3 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの

- 1、2以外のその他の設備及び運営に関する基準

- 厚生労働省令で定める基準を参酌する指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員については、1人とする。